**マム介護事業部　D-3**

**ご利用（訪問リハビリ）までの流れ{ｈ2}**

**１．ご相談**

ご利用に対してのご相談をお受けいたします。事業所の職員にご相談ください。

ご担当されているケアマネージャーの方、地域包括支援センター職員の方からのご相談でも

結構です。

※要介護認定にて要支援1～2、要介護1～5の認定を受けている方が対象となります。

**２．利用に必要な書類の提出**

「訪問リハビリテーション利用申請書」「訪問リハビリテーション利用者情報提供書」に必要事項をご記入頂き、ご提出して頂きます。

かかりつけ医師より「訪問リハビリテーション用診療情報提供書」をご提出頂きます。

申請書類については以下よりダウンロードしていただくことが可能です。

※介護保険でのご利用の場合はご担当のケアマネージャー若しくは地域包括支援センターの職員を通してお申込み頂きます。

※医療保険でのご利用の場合はかかりつけ医師を通してお申込み頂きます。

・訪問リハビリテーション利用申請書（※1)

・訪問リハビリテーション利用者情報提供書（※2）

・訪問リハビリテーション用診療情報提供書（※3）

**３．利用に対しての事前受診**

ご利用に際して京都九条病院を受診して頂き、訪問リハビリテーション担当医より指示書を作成致します。

**４．利用に対しての調整・検討**

ご提出いただいた書類とご利用希望日時を確認して、調整・検討を行います。

**５．利用者様との面談、状況確認**

ご利用に際して、ご自宅等に訪問し、ご利用者様の詳しい心身の状況などの確認をさせていただきます。ケアマネージャーの方や地域包括支援センター職員の方に同席いただくこともあります。

**６．サービス担当者会議**

ご担当のケアマネージャー若しくはご担当の地域包括支援センター職員の主導でサービス担当者会議をご自宅等にて行います。※医療保険でのご利用の場合は実施しない場合がございます。

**７．利用契約**

重要事項の説明をさせていただき、説明内容に同意されましたら、ご利用の契約を交わしていただきます。

**※５・６・７は同時になる場合ございます。**

**８．利用開始**

ご利用者様のご自宅に伺い職員一同、誠意をもってリハビリの提供をさせていただきます。

※この流れは状況により変更する事がございます。また緊急の場合には状況に応じて対応いたします。

※ご利用についてご不明な点があれば、事業所の職員までお問い合せください。